

# 高松市教育委員会 教職員の働き方改革プラン2

令和3年4月

現在、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校の役割が変化するとともに、様々な教育改革への対応も求められている中、教職員の長時間勤務が課題となっています。

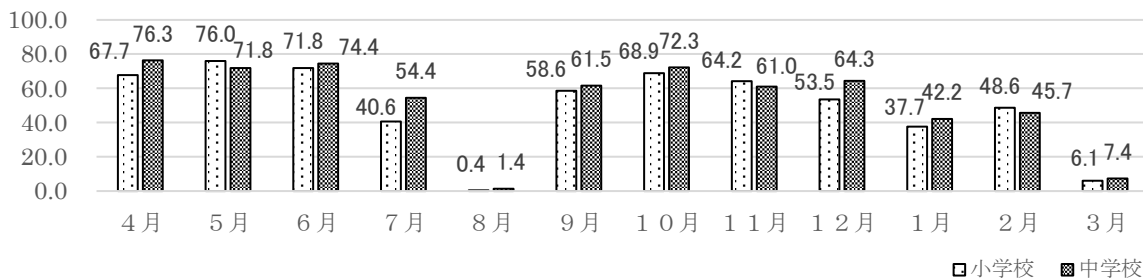
このような状況において、高松市教育委員会が平成30年4月に策定した本プランをもとに、働き方改革に取り組み、令和元年度の1か月時間外在校等時間が80時間以上の教職員の割合は、小学校で平均5.8%、中学校で平均10.6%となっています。また、1か月時間外在校等時間を平成29年6月と令和元年6月（令和2年6月）を比べると小学校では約22%（約24%）、中学校では約29%（約26%）減少しており、教職員の長時間勤務が改善傾向にあります。今後も、働き方改革を推進するため、本プランを以下のとおり策定します。

## 目的

教職員の心身の健康を保持し、教員が教育の専門職として、これまで以上に子どもの指導に専念できるようにするため、教職員の長時間労働の解消を図る。

## 高松市の現状

令和元年度 1か月時間外在校等時間が45時間以上の教職員の割合(%)



令和元年度 1年間時間外在校等時間が360時間以上の教職員の割合

小学校 : 76.7% 中学校 : 79.7%

## 目標

原則として、1か月時間外在校等時間が45時間、1年間時間外在校等時間が360時間を超える教職員をゼロにする。

## 目標を実現するための基本的方向

- 業務の適正化
- 業務の効率化
- 学校運営の改革と意識改革

## 実施期間

このプランは、第2期高松市教育振興基本計画を見直す令和5年度までの3年間とし、その達成状況を検証し、内容の改善を図っていく。

## 業務の適正化に向けて

### ■ 高松市スクールロイヤー学校法律相談

いじめ、虐待、不登校、その他学校運営に関するトラブル等子どもたちを取り巻く問題の深刻化や長期化を防ぐため、法律の専門家に早い段階から相談し、適切な指導・助言を得て、円滑な学校運営に資するものです。法的根拠に基づき、子どもの最善の利益の視点から、弁護士が学校に指導・助言します。

### ■ 高松市学校事務支援室の活用

現在の学校事務支援体制を継続するとともに、高松市学校事務支援室が中核となって、高松市内の学校事務職員が主体的に学校運営に携わり、適正且つ効率的に共同実施が運営できる高松市独自の共同学校事務室の在り方を研究します。

### ■ 教育委員会への提出文書や調査の削減

年度当初提出文書等の提出文書や各種調査について、削減できるものがないか検証していきます。

### ■ 留守番電話による応答時間の延長

平日の勤務時間外や休日において、業務終了をお知らせする留守番電話による応答時間を延長します。

### ■ 「高松型学校運営協議会」を通じた地域人材等の積極的な活用

学校と家庭・地域が連携・協働する「高松型学校運営協議会」を通じて、働き方改革の重要性や方向性について、保護者や地域住民に理解を得るよう努めるとともに、登下校時の見守り活動や放課後等の校区内の見回り活動、環境整備、土日の灌水等、地域人材等を積極的に活用することを推進します。

### ■ 学校給食費の公会計化に向けた検討

学校給食費の徴収・管理に係る教職員の業務負担を軽減するために、学校給食費を高松市の会計に組み入れる公会計制度を導入できるよう検討しています。

## 学校の取組（例）

### □ 専門スタッフの有効活用

学習指導や生徒指導、特別支援教育等を充実し、個に応じた支援を行うための支援員や心理福祉等の専門家等、「チームとしての学校」の実現に向けた専門スタッフの活用を充実する取組

- ・ 講師、特別非常勤講師、学校図書館指導員（小・中学校）
- ・ 特別支援教育支援員、特別支援教育サポーター（小・中学校）
- ・ ハートアドバイザー（小学校）
- ・ スクールカウンセラー（小・中学校）
- ・ スクールソーシャルワーカー（中学校、拠点校方式により小学校へ派遣）
- ・ 英語指導補助員（小学校）、部活動指導員（中学校）
- ・ スクールサポートスタッフ（小・中学校）

## 業務の効率化に向けて

### ■ 校務支援システムの活用

校務支援システム（Te-Comp@ss）を全国版に変更することで、教職員が業務を効率よく行えるようにします。

令和2年度夏から、クラス編制、ポータル画面、過年度編集、各機能へのショートカットボタン、一括ダウンロード機能等において利便性を向上している。

### ■ ICT環境の整備と活用

授業改善を図るために、児童生徒が学習に活用できる教育用パソコンやデジタルカメラ、電子黒板、1人1台端末（タブレット端末）、A1型ドリル等を整備し、教職員が多様な学習場面で、ICT環境の効率的な活用に努めます。

ビデオ会議システムの各学校ライセンスを取得し、ビデオ会議システムによる職員会議等を行い、新型コロナウイルス感染症対策の一助とします。

令和2年度中に、小・中学校全学年の全ての普通教室に電子黒板を常設し、デジタル教科書等を容易に活用できるようにしている。

### ■ 研修体制の見直し

市教委主催の研修のうち、ビデオ会議システムによる研修が可能なものがないか見直します。

#### 学校の取組（例）

#### □ 会議時間の短縮

- ・ 終礼や職員会議等で提案する資料を会議の開始前に Te-Comp@ss 掲示板に掲載しておき、説明を一部省く取組
- ・ 職員会議の議題一覧に提案時間を記載する取組

#### □ 共有フォルダの活用

- ・ 過年度のワークシートや宿題、学年便り、指導案等のデータを共有フォルダに保存しておき、今年度の担当者が活用できるようにする取組

#### □ 環境整備の工夫

- ・ 過年度の掲示物を月ごとに保存しておき、毎年度少しずつアレンジしながら繰り返し使う取組
- ・ 職員室のホワイトボードに教職員への連絡事項を記載する取組
- ・ 職員室のレイアウトを変更し、机上进行を整理するとともに、年度ごとにファイルの色を統一したり、物品や書類等の置き場所を固定化したりする取組

#### □ 保護者との連携

- ・ 保護者がミットメールのアンケート機能を利用して学校からのアンケートに回答する取組
- ・ 長期休業中や土日における課題を精選する取組

## 学校運営の改革と意識改革に向けて

### ■ 「学校における働き方改革実践事例集」の活用

令和元年11月、市内学校・園100校から実践事例を収集し、事例集を配布しています。参考となる取組を自校・園の実態に応じて取り入れるよう促します。

### ■ 「高松市部活動ガイドライン」をもとにした部活動の見直し

- 令和2年4月から運用を開始している「高松市部活動ガイドライン」をもとに、休養日の設定や活動時間について、各中学校の活動方針を見直すよう指導します。

「高松市部活動ガイドライン」の基本的なルールや方針

- ◆ 1週間に2日以上休養日を設けること  
(平日は少なくとも1日、土・日は少なくとも1日以上)
- ◆ 1日の活動時間は長くても平日では2時間程度、学校の休業日では3時間程度

### ■ 夏季休業日の変更

- 令和3年度より、夏季休業日を7月21日から8月31日までとします。

### 学校の取組（例）

#### □ 教職員の意識改革

- 退庁時刻前に音楽を流したり、ToDoリストを作成して、期限が早いものや重要度が高いもの等優先順位が高いものから仕事を行ったりする取組
- 出退勤時刻記録システムを活用し、各自の勤務時間の状況を振り返る場を設ける取組
- 過重負担はないか、教員の業務なのかという視点で校務分掌を見直す取組

#### □ 週時程や学校行事等の見直し

- 学期はじめの課業日1週間の午前授業の実施、登校時刻の後ろ倒し、清掃時間の縮減、朝活動の適正化、下校時刻の前倒し等、週時程を見直す取組
- 入学式や運動会、卒業式等の学校行事のための練習時間を削減するとともに、入学式や運動会、卒業式等の短縮・簡素化、陸上練習時間の削減（小学校）、家庭訪問の希望制、教科や総合的な学習の時間等との関連を深め、教科等横断的な視点で組み立てること等、学校行事等のもち方や位置づけを工夫する取組
- 1年間を38週として計算し、1週当たりの授業時数を削減する取組

#### □ 通知表の見直しや保護者懇談会のもち方の工夫

- 通知表に記載する内容や量を見直す取組
- 通知表作成と保護者懇談会の回数を削減する取組

#### □ 小学校における一部教科担任制

- 小学校高学年を中心に一部教科担任制を取り入れる取組